

相模原市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 7 6 号

相模原市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

相模原市国民健康保険診療所条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 1 7 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号の表相模原市国民健康保険内郷診療所の項中「、水曜日」を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。